

**第4回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
議事録**

◆日時 平成18年7月26日(水) 10:00~12:00

◆場所 上北山村振興センター 大集会室

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	辻岡 好文 主査
奈良県農林部森林保全課	(ご欠席)
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 協会長
上北山村漁業協同組合	(ご欠席)
上北山村区長会	福田 利也 代表
上北山村商工会	(ご欠席)
(財) グリーンパーク川上	喜家村 玲子
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	本間 康之 課長
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	島村 慶子 自然保護委員
奈良県山岳連盟	(ご欠席)
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	松尾 茂 所長
日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三

吉野きたやま森林組合	富室 良城 代表理事専務
吉野熊野観光開発（株）	仲川 勝敏 専務取締役
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

(以上敬称略)

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	出江 俊夫 所長 小沢 晴司 統括自然保護企画官 柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐 石川 拓哉 国立公園・保全整備課 福原 裕 ハ
吉野自然保護官事務所	羽井佐 幸広 自然保護官 木谷 昌史 自然保護官補佐 田中 綾子 自然保護官補佐
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

◆議事

- (1) 西大台地区利用適正化計画（案）について
- (2) その他

◆議事録（会議は公開で行われた）

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所長）

おはようございます。近畿地方環境事務所長の出江でございます。本日は本当に忙しい中、朝からお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。参加の皆さんにはこれまで、本当にいろんな形でご協力いただきまして、この協議会で言いますと、本日で4回目の会議となりますし、また現地調査も行っていただきました。私どもの方から地元にも伺ってご説明させていただき、ご相談をいたし、本日に至ったところでございます。前回の3回目の会議までに、西大台利用調整地区の考え方、方向性、基本的な部分についてはご了解を得られてきたところでございますけれども、前回に積み残しいましたところも含めまして、本日は計画案として整理いたしました。これまでご説明してきましたように、秋の審議会に向けての具体的な作業に、今後入っていくようにまとめていければと思っております。また本日はこれまで説明の薄かった部分、例えば具体的な指定後の許認可手続きであったり、実際に手続きをしていただく指定認定機関であったり、こういうところもこれまでの説明に加えまして、説明させていただこうと思っております。具体的な形で進むにあたっての課題についても、本日ご議論いただいて、まとめてまいりたいと思っておりますので、是非ご協力お願ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

■資料確認

(省略)

■議事録

長嶋座長：

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今日はいよいよ最終的な詰めの作業に入ります。前回までに、大きな方針を皆さんから出していただいたところでございますが、それらの考え方を含めて、丁寧に、計画案の策定を進めていきたいと思います。本協議会は、西大台地区に利用調整地区を設定するため、利用のあり方などを定める利用適正化計画の策定について協議するとともに、制度の円滑な実施に向けての様々な関係者の合意形成を図る場であります。構成員の方には、利用調整地区の指定に向け、その先の円滑な実施に向けての具体的かつ前向きな発言を期待しています。また本協議会は、関係行政機関、地元関係団体、専門家、さらに公募によって選考された団体等、多数の関係者から構成されておりますが、構成員は皆同じ立場ですので、積極的かつ忌憚の無いご意見をお願いします。毎回同じ言葉を言っておりますが、それぞれの立場から協議会のメンバーとして、忌憚の無いご意見をお願いしたいと思います。回を重ねるにつれて、皆さんから活発な意見が出ていますので、今回もそのようにお願いしたいと思います。それでは環境省より利用適正化計画（案）についての説明をお願いします。

（環境省より資料の概略についてパワーポイントによる説明、資料1～5の説明）

長嶋座長：

内容が多岐にわたっておりますが、本日はこの原案をしっかりと詰めていきたいと考えています。特に認定基準、立入認定事務の実施方法、ガイドライン等注意事項の設定の3つの大きな項目について議論したいと思います。今説明のあった内容についてテクニカルな面でわからない部分であるとか、追加すべき項目などはございますでしょうか。わかりやすい説明をしていただいたと思いますが、内容が多岐にわたっておりますので、それに疑問点などもあるかとおもいますが、いかがでしょうか。

上北山村地域振興課・中崎：

資料3の3ページ、1-3の（1）③土地所有現況の中に「ドライブウェイ」との記述があります。これは通称ですので、公式の文章では「県道大台ヶ原公園川上線」という正式な名称で示すべきです。

環境省：

ご指摘の通りに修正させていただきたいと思います。

長嶋座長：

では議事に入りたいと思います。まず認定基準についてご意見、ご質問があればお願ひします。

村上：

資料4の1ページの中ほどに、「当面、期間の制限や、撮影、観察の方法についての禁止行為は定めませんが、」とあります。次のページの（2）禁止行為にも「撮影、観察以外について適用されます。」とあります。また参考資料1の2ページ、左上の「立入り認定基準」の5つ目に「野生動物の生息状況に影響を及ぼす方法で、撮影、録音、観察等を行わないこと。」とあります。これは非常に重要なことです。これに関してはたくさんの事例がありまして、例えば撮影のために団体が立ち入ったことで、オオタカが逃げてしまった例があります。撮影のための立ち入りによって、損なわれる部分はたくさんあるので、制限が必要です。またここでは「野生動物」としていますが、植物の場合でも、近くで写真を撮るために踏み込んでしまい周辺に影響を与える場合があります。ここは植物も含めて「影響を及ぼす方法での撮影は禁止」と明確にすべきでしょう。

長嶋座長：

ご指摘の部分は「禁止行為は詳細には定めませんが」程度の書き方にして、基本的には影響のある行為は禁止するとして問題は無いと思いますが、いかがでしょうか。

環境省：

ご指摘の旨はわかりますが、例えばフラッシュ撮影はだめである等、より具体的なことを書かないと、環境大臣が定めるところの禁止行為にはならないので、より具体的に検討しなければならないことになります。

村上：

動物への影響を与える行為は種によって全く異なるので、具体的に書けるはずはありません。オオタカについては環境省（2003）「猛禽類保護の進め方」にも詳しく書いていますが、同じ猛禽類の仲間でも、影響を与える行為は全く違います。例えば外国のガイドツアーでも、「ペンギンには何m位以内に近寄らないこと」など定めており、対象種によって影響を与える距離や行為は違います。そういうことを全て挙げようすると大変ですので、「影響を及ぼさない」という表現が一般的で良いと思います。「撮影、観察の方法についての禁止行為を定めませんが」と書いたとたんに、フリーになってしまいます。これでは認定基準と矛盾するのではないかでしょうか。

環境省：

具体的な書き方についてはいろいろあろうかと思いますが、少なくともここに書いている「野生動物の生息状態に影響を与えるような方法」よりも具体的である必要があります。ここで定めることは官報で告示されることですので、そういう意味で具体的なことを書かないと定める意味は無いということです。告示をしない限りは、この条項は効いてこないという意味で、定めないことにしています。「定める必要が無い」ということではありません。今までの議論では、そういった方法に関する議論がございませんでしたので、まだ書けないということで敢えて書いておりません。

村上：

そういう事情であれば、環境大臣の指定する条項には該当しないけれども、規制がありますという表現にすべきではないでしょうか。そうしないと一方的に「撮影、観察の方法についての禁止行為を定めませんが」と書くと、誤解をうむおそれがあります。

長嶋座長：

この資料は、まだ表に出るものではありません。認定を受けるための手続きにおいて禁止行為として、環境大臣が特別に告示する必要がある項目について、敢えて今回は提起しないということでおろしいでしょうか。抽象論としては言えますが、具体論としては追加すべきものは、今回は無いということです。これはテクニカルな扱いの話ですね。影響を与えるような撮影行為は禁止すべきということは、精神論として共有できていることだと思います。

NPO森と人のネットワーク・奈良・岩本：

前にも議題として挙がったことだと思うのですが、資料4の（2）禁止行為や（3）注意事項に、し尿のことが全く書かれていません。豊かな自然を守るために大事に使いましょうという話です。持ち帰り用の携帯トイレを使っている例もございますが、そのあたりはどのように表現されるのですか。

環境省：

トイレの扱いについては、これまでの協議で決まつたことというの無いので書いていませんが、計画案の「9. 検討経過及び今後の課題」における課題として加えて、早急に検討していきたいと思います。

NPO森と人のネットワーク・奈良・岩本：

もう一点、これも以前から議論に挙がっていたと思いますが、利用のルートの問題です。豊かな自然体験のためには、沢に下りて魚を見るなどの行為もあるかもしれません。東大台のように利用ルートを守るということを西大台でも適用するのかどうか。第2回の協議会でしたか、ルートを遵守すべきだという意見と、もう少しその部分はフレキシブルに考えていいのではないかという意見が出ていたと思います。特に結論は出ていなかったと思いますが、どのようにお考えですか。

環境省：

これもトイレの件と同じなのですが、利用する区域については、同じく「9. 検討経過及び今後の課題」(4)の項目に書いております。利用計画の中では歩道の利用が原則ですが、これまで議論にあったとおり、より深い自然体験のために歩道でないところを利用するという考え方もあるうかと思います。しかし具体的にどここの場所をどう使うかということは、今まで全く決まっておりませんので、敢えて書いてはいないのですが、そうした可能性については今後検討していきたいと思っておりまして、こういう記述をしております。

長嶋座長：

今回は必ずしも細かな検討はしていないけれども、今後の課題として検討できるということですね。このあたりはご理解いただきたいと思います。

横田：

先ほど村上先生も仰られたことですが、資料4の2ページ目の「撮影、観察以外について適用」と、わざわざ書かれている意図は何なのでしょうか。これを素直に、一般人の解釈で読んだ場合、「撮影時に出る機材をごみとして放棄しても認められる」ということにならないでしょうか。禁止事項としてはごみの放棄などがありますが、撮影に使ったものは、適応されないという解釈もできるのではないですか。この表現には、とても違和感を感じるのであります。

環境省：

繰り返しになりますが、方法を告示などで定めない限り、この条項が効いてこないという説明をしています。資料4(2)冒頭の書き方については、再度検討させていただきますが、趣意としては、具体的な事項を定めない限りは禁止事項にならないということです。逆に定める必要があるのであれば、具体的に、「具体的」といってもいろんなレベルがあるかと思いますが、定める必要があります。

長嶋座長：

一般的な禁止事項として、こういった行為は自動的に禁止になるでしょう。さらに具体的に記さなければいけないほど差し迫った事情は、今のところは無いと思います。

環境省：

ここで、より具体的な方法を書かないとすれば、例えば注意事項の方に加えるということも考えられま

す。ただ、手続き等の事項は注意事項として整理しておりますし、より自然環境に直接的に影響を及ぼすような行為に関しては、禁止行為としてまとめるような整理をしておりますので、もしも何か定めるのであれば、禁止行為の中に加えるほうが良いと考えています。

長嶋座長：

過去にいろいろと失敗をしていることだと思いますので、これについてはナーバスに考える姿勢は残しておきたいと思います。こういった意見が協議会から出ている旨を、常にどこかに記録しておいてほしいと思います。

日本山岳会関西支部・斧田：

禁止行為や注意事項に関してですが、利用調整地区だけでなく、自然公園の特別地域、特別保護地区などの指定地区も含めて、整理してわかりやすく示してください。利用調整地区のことだけで、それ以前に特別保護地区であることを知らずに入られてしまったのでは意味が無いと思います。

環境省：

特別保護地区等の指定に関しては、資料3の3ページに関係法令ということで言及しています。本日の資料では、参考的な図面等を省かせていただきましたが、必要に応じて別途、付属資料を追加したいと思います。

長嶋座長：

本日の資料は計画の原案ですが、より具体的に皆さんにわかりやすく読んでもらうための工夫は必要だと思います。同じく資料4の3ページの下、「採集ならびに捕獲のための道具（網、竿）」とありますが、他にもいろいろな道具がありますので「道具（網、竿等）」とするほうがよいでしょう。追加をお願いします。他にありますでしょうか。

山岳ガイドクラブ 北山いこら・岩本：

以前から気になっていたのですが、「動植物」という言葉をなぜ使うのでしょうか。もっと広げて「生物」とすべきではないでしょうか。例えば菌類などはどういう扱いになるのでしょうか。よく問題になるのは、山にキノコなど菌類を探りに入る行為です。このままでは規制の「逃げ道」になってしまいませんか。

環境省：

菌類については、以前はあいまいな解釈でしたが、環境省では菌類は植物に含まれるという扱いになっております。昆虫は動物しております。「生物」と大きく括るとウイルス等いろんなものが入ってくるので、取り扱いができない世界になります。この議論は、希少な野生動植物を保護するためのワシントン条約を締約する際にも、当面は動物と植物を対象とするという方針で「野生動植物」をいう表現をしており、それ以外のものは入れておりません。

いずれにせよ法律事項ですので、目的に沿ってどこかで線引きをして、対象を明確にする必要があります。マナー的な面で訴えかけていく部分と、法律として規定するものがあります。大台ヶ原においても、仮に法的規制から漏れることがあつても、マナー的な気持ちをもつて取り組むことで改善されること、例えばレクチャーによって伝えることなど、表現方法にもいろいろな工夫の余地があると思います。この場合の「動植物」は法律体系の中で出てくる言葉ですので、ここで議論できることではありませんが、今ご指摘いただいたように、動植物だけでなくいろんな生き物も含めて、という気持ちをもつて取り組

むべきであるということで、マナー的な気持ちを持って、取り組んでいきたいと考えております。

山岳ガイドクラブ 北山いこら・岩本：

利用者のマナーが良ければ問題は無いのです。マナーが悪いので、こういったことが問題になるのです。

長嶋座長：

そこは性悪説の立場から検討する必要がありますので、そういう意志が示されたということで、今後もそういった運営をしていきたいと思います。他にございますでしょうか。

村上：

人数の議論に入りたいのですが、まず平成18年度の繁忙期、4月29日から5月29日までのカウンターデータはどのようになっていますか。平成17年度だけではデータが少ないので、平成18年度のデータも入れるべきです。今回の資料では、10年間のデータから1.25倍という数字がいきなり出ていますが、この根拠がわかりません。むしろ平成18年度の利用実態を考えるべきでしょう。審議会でも今年度のデータは要求されるはずです。このあたりはどうなっていますか。

環境省：

本日の資料には添付していないので申し訳ないのですが、第3回の協議会の参考資料1に、平成18年度4~5月のデータは出させていただいております。結論として、平成17年度よりは少ないと見られておりまます。この資料は完成度の高いものではなく、今後説明をしていく際に肉付けをしていくものではありますが、平成18年度のカウンターデータも、順次でてきておりますので、こういった情報も踏まえて適宜修正していきたいと思います。

村上：

平成17年度に比べて平成18年度の利用者数が少なくなっているのに、過去10年のデータから1.25を算出して用いるのはおかしいのではないでしょうか。減少傾向にあるのに過大に見積もるのはおかしい。このあたりは昨年度と今年度の結果をきっちりと評価して示すべきだと思います。

長嶋座長：

数字が一人歩きしない措置というのもありますが、少なくとも事実を前提として仮の数値という形で運用してみると心意気で、根拠に基づいて算出していることははつきり示すべきです。審議会のころには、各種データも揃ってくると思いますので、きっちりやっていただきたいと思います。

村上：

1.25を根拠として94人等と算出するのはおかしいですので、外したほうが良いでしょう。要するに、「非常に多い部分だけをカットする、100人以上は来られては困る」ということです。私は以前から80人と主張していますが、80人に比べても、多少地元の利益の誘導にもなるので100人にしましょうというのであれば、この1.25の根拠の部分は削除してください。環境省として高めに設定しますと明示してください。その方が論理は明快です。

環境省：

数値の裏づけということで、ずっとお話をいただいておりまして、可能な部分で資料を提示させていただいているのがこれまでの経緯ですが、やはり限界があるという話に至っておりまして、どちらかとい

うと将来に向けて修正していく形での、仮の数値を出さざるを得ないと思っております。そういう意味で、計算により算出される数値ではなく、いろいろなご議論いただいたことを踏まえて、環境省として設定した数値です。既存のデータから便益的に出した値であって、環境省として判断した値です。この資料は、あくまで皆さまにご議論いただくために、できることをいろいろやってみたという資料であるとご理解下さい。ここ3ヶ月の利用者は平成17年度よりも減っているではないかというご指摘もありましたが、それも3ヶ月間だけでよいのかという話になります。10年間の年間利用者数の傾向も、これはこれで事実です。今年度が昨年度に比べて減っているかどうかまだわかりませんし、来年度以降も減っていくかどうかまだわかりません。まずは行政的判断として、100人-50人-30人の数値でやらせていただいて、後はモニタリング等をきっちり実施して、具体的な影響をみて、やはりもう少し人数を減らしたほうが良いということであれば、そのことについてご議論させていただくということです。ただし、傍証としてはできるだけ使えるものを整理、準備しておくという努力は、先生のご指摘も含めまして、続けていきたいと考えております。

村上：

資料4の最後のページの1.25の数値を使うのはやめたほうが良いと思います。過去10年間で観光動向は大きく変わっています。国外への観光がどんどん増えていますから。また平成18年度の繁忙期も入るべきです。どこをスタートラインにするかが問題です。多いめに設定して、あとから少なくすることは難しいです。私としては、人数は低めにしておいて、徹底してから高くするほうがいいと思っていたが、行政的判断として多めに設定しておいて、以降に修正するということですね。その際の条件としては、ではどういう形が出たときに下方修正するのか、その条件設定をきちんとやっておくことが必要です。そうしないと自然環境に影響が出てきてからでは遅いのです。持続的な利用を考えると高めの人数設定は危険だと思いますが、行政判断としてなさるのであればお受けします。その代わり、下方修正のための条件設定はきちんと検討しましょう、こういうことです。

長嶋座長：

これはモニタリングをするときの基準ともなるだと思いますし、リスクが生じてからでは取り返しがつかないということはよく知られていることですので、注意深い対応が必要です。100人-50人-30人は断定的、試行的な数値だと意識しつつ、利用実態を見ながら、これは下方修正もありうる数値なのだということで、運営していくことをここで確認したいと思います。

田村：

時間も残り少なく、そろそろ結論に至るところかと思いますので、最後に発言させてください。西大台利用調整地区の計画そのものは、利用対策部会で数年かけて、揉みに揉んで作り上げたものです。個人的にも心血を注いできたつもりです。この協議会として計画の合意に至るのは、感慨深いものがあるので、自然保護団体の人間としては、環境省に「はしごをはずさない」ようお願いします。この利用適正化計画の目的は、利用の適正化と質の改善の二つです。協議会では、主に量の適正化について論じられてきました。さしたる科学的根拠もなしに、とりあえず行政的判断で数値を決めるというのであれば、私は最初から「人数は環境省がお決め下さい」といつてきましたので、異論はありますけれども、下方修正も可能である行政判断であるとすれば、それはそれで仕方がないと思います。ただ、一言言わせていただきたいのは、総量規制は削除されました。総量規制ではなくピークカットです。総量規制をなぜ削除したのかはわかりません。ピークカットによって、数字の計算上は年間利用者数5,000人が1万人になる可能性もあると聞いています。量の規制を何のためにやるかというと、言うまでもなく原生的自然環境の保護が目的です。そのために利用者が倍になるということは、物理的なインパクトになるという

のは子どもにもわかる話です。これを敢えて実行するというのならば仕方ないでしょう。しかし利用の質の問題は、非常に大きな課題です。やっとビジターセンターでのレクチャーが必修、必須になってほつとされています。前回の協議会でしたか、近鉄の社員さんにレクチャーをしていただくという迷論も出ていましたので非常に驚いたのですが、元に戻ったようです。そうなりますと、この運営は非常に大変だらうと思います。奈良県は協力を拒否しましたから、環境省独自でやるしかないです。これは大変なことです。量の適正化、質の改善も非常に不満足で、私は50点じゃないかなと思っています。50点では前に進めませんので、何とか60点にして、とりあえずスタートしてみる。そして試行錯誤によって、10年かけて100点にまでもっていく。全て環境省のご努力にかかるております。指定認定期間や、ボランティアや、NPOなどにもっていかないで下さい。環境省が、汗を流し、血を吐いてもやるという覚悟で取り組んでください。そうでないと、はしごを外された後、どうしようもないことが起こります。やらなかつたほうが良かったのでは、という状況になるのではないかということを大変心配しております。以上です。

長嶋座長：

その懸念は我々も共有できるものだと思いますので、やはりその精神を皆で大事にしながら、この計画がより良い方向に行くように、厳しい目で見守り、かつ責任ある実行案の策定をお願いしたいと思います。その他に認定事務等の項目が残っています。これに関して皆さんからご質問、ご意見をいただいた上で、最後に環境省から決意のほどを述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

日本山岳会関西支部・斧田：

認定の基準を曆日単位にしているようですが、利用者側の実態からすると、一泊二日とか、前日の夕方に到着して、翌日の早朝に山に入るようなパターンもあります。時間単位の認定の方が良いと思います。またガイドの方も入られると思いますが、当然ガイドも認定を受けてから入ることになるかと思いますので、何回も同じ方が毎回レクチャーを受けるのもおかしいと思います。このあたりはどうお考えでしょうか。

長嶋座長：

このあたりは運用面で解決できることかと思いますが、どうでしょうか。

環境省：

まず一つ目の宿泊の関係ですが、基本的に一日あたりの上限を設定しているので、人数については一日ごとにチェックされることになります。しかし申請の様式に、どういう行程で動くのか、レクチャー希望時間などを書いていただくようになります。申請の時点でそれぞれの人の流れが理解されますので、それを踏まえたうえで審査することになります。時間単位の調整に関しては、今回の認定基準に入れなかったのですが、適正化計画の9章の課題ということで、時間の設定に限らず、利用区域ごと、利用形態ごと、いろんなパターンがあるとは思われますが、いろいろな組み合わせを検討していきたいと思っております。モニタリングの結果や、利用状況等も踏まえて、適宜追加していきたいと思います。また何度も利用されるリピーターにつきましては、資料3の13ページ、5-3に示しているように、「同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除する。(ただし、本人確認は必要)」としています。ただし、この場合もビジターセンターにはきちんと寄つていただいて、その時々の情報について聞いていただく必要があります。

村上：

大原野森林公園で、最初に問題になったのは火器の使用です。公園内でバーベキューをする利用者が出てきました。これを規制したところ、冬にお湯を沸かすための簡易な湯沸かし器の持込が始まりました。また、タバコの問題がありますが、歩きタバコの禁止、特定の場所での喫煙、携帯用灰皿の携帯を義務化しました。細かい点ですが、非常に重要な話です。これについてはどうでしょうか。

環境省：

西大台は利用調整地区の指定以前に、特別保護地区に指定されていますので、焚き火などの火を焚く行為には規制がかかっておりまます。火器の使用、コンロの使用に関しては、手元に資料がございませんが、国立公園管理計画の中で、定めております。管理計画の中に書かれていないことでも、特に必要があれば注意事項の中に追加することも可能です。管理計画では、コンロの使用は禁止と明言はされていませんが、禁止してもらうように指導するというように、指導ベースのことは書いてあります。ですので、もし必要があれば注意事項の方に入れることを検討したいと思います。なお管理計画の記述では、利用に関する事項の中で「当該地域に生息する野生生物への影響を防止するため、コンロの使用を禁止するとともに、イヌ・ネコ等の動物を持ち込まないよう周知を図る」とあります。

田村：

利用の実態として、登山者は山岳地帯で、L P ガスの個人用携帯コンロを普通に使っています。日出ヶ岳の山頂でも利用しているのがよく見られます。それをコンロとして禁止するのかどうかは、環境省にも何度もお尋ねしているのですが、解釈としてはドライブウェイが開通した時期に、バーベキュー用の大型のコンロの使用を禁じる意味で、規制を設けたと聞いています。また環境省の統一見解として、東大台での個人用N P ガスの利用は認めるというご返事をいただいております。寒い時期に、しかも大台のような厳しい自然条件の中で、湯を沸かしてもいけないというのは登山者の感覚からは乖離しています。個人が小さなコンロでお湯を沸かすくらいのことで、自然環境に悪い影響を与えるわけが無いでしょう。もちろん西大台は、東大台とは条件が違いますから、別の条件を検討していただきたいと思いますが、利用計画ではコンロを正確に定義していただきたいと思います。

長嶋座長：

コンロの問題について、禁止項目として提示するかどうか。これは本日決める必要があると思いますが、どうでしょうか。コンロの定義をどうするかは、また次の議論かと思います。

環境省：

管理計画に書かれているコンロの定義は、西大台だけでなく全体の話ですので、また時間をいただいて整理させていただくとして、今日の議論は、利用調整地区内におけるコンロの使用について、必要があれば、禁止事項あるいは注意事項なりいくつかの段階がありますが、どこかに入れることは可能です。皆さまにご議論、ご判断いただければと思いますがいかがでしょうか。

村上：

大原野森林公園では、個人の湯沸し用のコンロは許可する、その他の火器の使用は認めないとしました。

長嶋座長：

誤解の無い形で、その精神を禁止項目に入れるということでおろしいでしょうか。ではその方向で追加したいと思います。続いてタバコの件ですが、これについてはいかがでしょうか。

村上：

タバコの規制も山火事防止の意味で重要です。森林火災が怖いのです。

長嶋座長：

喫煙場所が設けられるかという問題がありますね。

田村：

喫煙場所ではなく、携帯用の灰皿の携帯を義務化すればよいでしょう。申し訳ないですが、ここまでシビアな論議が出てきたので言わせてください。西大台は、施設整備や登山道整備をしないという非常に立派な管理方針によって、環境省によって今日まで守られてきました。西大台が今日あるのは、環境省の「整備をしない」という明確な方針の結果なのです。もし東大台と同じように歩道が整備されて道標が立っていれば、西大台もいまごろは東大台のようになっていたでしょう。以前の協議会で「雨の日に困るから道を直してほしい」、「迷うから道標を立ててほしい」等の意見が出ましたが、それは違うのです。言わないでおこうと思っていましたが、コンロやタバコについてのシビアな意見が出るのであれば、言わせていただきます。これは私にとってはコンロやタバコよりも重要な問題です。歩道の整備は絶対にしないで下さい。

長嶋座長：

このことは原生的自然を守るということに含まれると思います。利用者の安全上の問題や防災上の理由で、何らかの形の手当てをすることははあると思いますが、基本的にはその精神でやっていくことだと思います。いかがでしょうか。

環境省：

管理計画を読み上げますと、「植生の保全対策事業を実施することにより植生の保全を図る」と、あります。これは西大台地区のブナ林の保全に関する事項ですが、施設整備に関しては「またこの地域に多数の利用者が入り込むことの無いよう、積極的な施設整備は行わない」としています。

長嶋座長：

この「積極的な」という部分をどのように解釈するかが問題ですが、その精神は大事にしたいと思います。議論を戻しまして、タバコの件についてはいかがでしょうか。

環境省：

細かいところをいうと、いろいろと残ってくると思いますが、完全に規制として書ける部分や留意事項的に書く部分、つまり認定基準に含められる話と、レクチャーを義務付ける運用の中で、マナーなどに訴えていく話があります。この二つの役割分担を明確にしながら、これまでの検討の流れを大事にしつつ、西大台地区を積極的に守り、調整しながら利用していくという考え方を踏まえ、レクチャーの中身などを考える中で詰めさせていただく部分も残ると思います。今後の私どもの整理にさせていただきたい部分もございますので、ご理解いただければと思います。ここで全てを決めるのは無理だと思いますので、各段階、各レベルで検討しながら運用させていただきたいと思います。

長嶋座長：

運用面で対応できる部分と、計画案の中で明記しなければいけない部分とを、分けて考えたいと思いますが、皆さんの意図、考えとしては共通していると思いますので、運用面でこの精神を具体化していく

たいと思います。続いて、皆さんからあまり質問が出ていませんが、立入認定事務に関して、大台に一番近い上北山村の方から何かご質問、ご意見などございますでしょうか。

上北山村観光協会・更谷：

去る7月18日に、認定事務についての説明会を地元でしていただきまして、詳しいご説明をいただきました。おそらく指定認定機関は公募により募集されるのだと思いますが、我々としては村内で引き受けてもいいのではないかという話になりました。これについては我々も期待しているわけです。しかしご承知のとおり、地方財政は三位一体の関係で非常に厳しく、各課の人員配置についても厳しい状況にあるとよく聞かされております。そういう中で、環境省の方でも予算措置も組んでいただければという話も出ておりました。やはり大台ヶ原に精通している団体といえば、地元ということになると思うので、考慮していただきたいと思います。ここからは余談ですが、観光協会の事務的な問題も、村の地域振興課にお世話になっております。加えて観光協会等7つの団体からなる「大台ヶ原協賛会」の事務局も地域振興課でやっていただいている。ここに利用調整の立入認定の事務局をおくことになれば、やはり専属の人員を確保する必要がでてまいります。こういうことも考慮しながら進めていきたいと思います。私からは以上です。

長嶋座長：

残りの時間も少なくなってきたが、他に何かご意見はござりますでしょうか。

日本山岳会関西支部・斧田：

先ほど田村さんから出ていたお話ですが、歩道の維持管理について、利用調整地区内でも維持管理をしていくことになると思います。利用者側から言いますと、4月の懇談会のときに本省の鈴木さんからのご説明あった資料の中での、レベル3には保っていただきたいと思います。レベル4、5では利用者として利用しにくい歩道になると思います。せめてレベル3くらいに留めるようにしていただきたいと思います。

田村：

レベル3とか、4とかは何のことでしょうか。初めて聞きましたが。

日本山岳会関西支部・斧田：

バックカントリーにおける管理の事例で、スライドでご説明されていたと思います。洗掘が無いなど、歩道としてきちんと維持されているかどうか等、位置づけの説明だったと思います。これを参考にしていただきたいと思います。

長嶋座長：

この議論は、計画案の文章を変えなくても対応できる話ですので、意見として承っておきます。他にございますでしょうか。

大台ヶ原地区パークボランティア・山本：

認定は先着順となっているようですが、これはフリーの先着順という意味でしょうか。といいますのも、これが周知されると「早めに申請したほうが良い」ということで、極端にいうと一年前から予約するという状況にならないとも限らないです。フリーなのか、それとも年度初めからの先着順ということで処理するのか、決めておくべきではないでしょうか。

長嶋座長：

これについては、運用面でこれから考えるべき課題だと思います。確かにこのままでと、1~2年も前から予約する、しかもツアーリエッジによって人数枠を抑えられるような弊害も考えられますので、これもモニタリングで利用実態をみながら検討していくしかないと思います。これは具体的な運用面として、今後詰めていきたいと思います。こういった懸念もあるということを記録しておいてください。他にご意見、ご質問はございますか。本日の計画案について、文章として直さなければいけない重要なことを残していかなければ、この原案を通していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ではこの原案でよろしくお願ひします。では議事はこれで終わりますが、フロアの方からご意見がありましたらお願ひします。

傍聴席：

地元としまして気になるお話が出ましたので、発言させていただきます。歩道整備の件ですが、この利用適正化、利用調整をしていく目的は、原生的な自然環境のを次代に残していくことだと思います。自然というものがどういうものであるかということを論議しだすと、きりが無いことになりますが、必要最小限の手入れをしなければ、良好な状態を次世代に残していくことはなかなか難しいと思います。西大台を見ておりましても、崩壊や歩道の洗掘などの状況が数箇所で見られるようです。私も実際に見てまいりました。ですから「絶対に整備しない」という表現をされると、地元として大変困る部分があります。これは利用対策部会などでも検討していただければと思います。よろしくお願ひします。

長嶋座長：

これは森林生態系部会の方にも関わる問題ですので、さきほどの「積極的に」という意味を十分に理解しながら進めたいと思います。ほかにご意見はございますでしょうか。もしなければ以上で本日の議論を終わりたいと思います。

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官）

予定時刻を過ぎてしましましたが、本日予定させていただきました課題につきまして、各ポイントについてご議論頂き、ありがとうございました。何人かの委員の先生からもお話をありましたように、この利用調整の制度は、私ども環境省にとっても未経験の分野であり、そういう意味では具体的に進むにつきまして、全く不安が無いわけではございません。この半年間の間、地元の皆さま、関係の専門の皆さま、それぞれの日程のやりくりをしていただいて、この会議をずっと保っていました。そうした皆さまのご協力を是非お願いしまして、私たちはこの利用調整地区の具体的な運用に、実験的に取り組んでいきたいと思います。いろいろな失敗も覚悟しているところですが、それを皆さんに全て明らかにしながら、どういうふうに改善していくかということをご相談していきたいと考えております。これが進めば、おそらく全国でのいろんなこの種の取組みをしていく資料ともなりますので、私たちは、先例をつくるつもりで、試行錯誤しながらやっていきたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。

[文責：近畿地方環境事務所]